

苫小牧市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下、「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下、「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種費用の助成を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の支給対象者)

第2条 助成金の支給対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者又はその保護者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で苫小牧市に住民登録があること
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
- (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
- (5) 助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと
- (6) 当該助成金と同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を苫小牧市以外の市区町村から受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して助成金を交付することができる。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、接種を行った医療機関に支払った接種費用（接種に要した交通費、宿泊費、書類の発行に要した文書料等、接種費用に含まれないものを除く。）とし、助成金交付申請日の属する年度において市長が別に定める定期予防接種料金助成上限額（以下、「上限額」という。）を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出できない場合には、上限額を助成金額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付し、令和8年3月31日までに市長に申請しなければならない。

（1）第2条第1項第4号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本）

（2）助成金の交付を受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等（写し）

2 助成金の交付を受けようとする者が前項第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種証明書（様式第2号）の提出をもって代えることができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を記載した決定通知書（様式第3号）を助成金

の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付の請求）

第8条 申請者は、第6条の規定による交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（違約加算金及び違約延滞金）

第11条 申請者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき

年10. 95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

- 2 申請者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10. 95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（台帳の整備）

第12条 市長は、本事業の助成の状況を明確にするため台帳を整備し、助成の経過処理を行うものとする。その際、申請者の個人情報の保護に十分留意するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。